

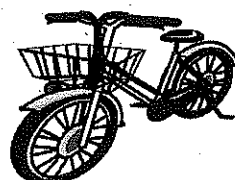
自転車安全月間

期間 令和7年5月1日～5月31日

是非覚えていてください

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



- 自転車は「車両」です。交通ルールを守りましょう。
- 幼児同乗用自転車[※]を安全に利用しましょう。
- 損害賠償責任保険へ加入しましょう。
多額の損害賠償が発生する場合に備え、加入をしましょう。

ときのたより

令和7年5月号

発行者
佐渡警察署
新穂駐在所



点検商法や押し買いに注意！

突然訪問したリフォーム業者が、無料点検と称して家を見て、「瓦が割れている(ずれている)」、「基礎が割れている」「すぐに修理しないと危険」などと言って不安をあおり、不必要で高額な工事契約を迫る悪質な点検商法が後を絶ちません。

親切な業者を装い、不安をあおるなどして契約を持ちかけます。

【被害に遭わないためのポイント】

突然訪問してきた業者には安易に点検させない。家に入れない。

⇒「点検」「不用品買取」は家に入るための口実です。執拗に迫られてもはっきり断る。

すぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取るなど十分に検討する。

⇒ 初対面の飛び込みセールスをすぐに信用しない。本当に必要な工事なのか確認する。

地震保険や火災保険が利用できるというトークには気をつける。

⇒ 自分で損害保険会社等に問合せて、保険金の支払い対象となるか確認する。

訪問業者は、クーリング・オフや契約の取消しができる場合もある。

⇒ 訪問販売、訪問買取は契約書面を受け取った日を含め8日間はクーリング・オフ可能。

困ったときは、家族や警察、相談機関等に相談する。

⇒ 契約する前に、家族や最寄りの警察署・交番、消費生活センター等に相談する。

